

事業計画の概要 ①

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区より発生する産業廃棄物を収集し、構内自社焼却炉及び㈱スカラベサクレの最終処分場へ運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	1 m ³ /月	液状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
2	廃油	1 m ³ /月	液状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
3	廃プラスチック類	150 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
4	ゴム屑	0.1 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
5	金属屑	0.1 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
6	ガラス屑及び 陶磁器屑	0.1 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
7	木屑	2 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
8	がれき屑	1 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
9	木屑	2 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
10	廃プラスチック類	0.5 t/月	固体	九州共同発電㈱大分共同発電所 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要 ②

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区より発生する産業廃棄物を収集し、構内自社焼却炉及び産業振興㈱最終処分場、へ運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
11	ガラス屑及び 陶磁器屑	0.01 t/月	固体	九州共同発電㈱大分共同発電所 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
12	木屑	0.1 t/月	固体	九州共同発電㈱大分共同発電所 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
13	廃プラスチック類	1 t/月	固体	日鉄テックス㈱大分支店 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
14	廃アルカリ	0.1 t/月	液状	市内事業所	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
15	ばいじん	0.1 t/月	固体	市内事業所	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
16	13号廃棄物	0.1 t/月	固体	市内事業所	(株)マテリアルデポット 大分市 迫 新殿 939 番 1	(株)スカラベサクレ 北九州市門司区 大字白野江 1 番地
17	燃え殻	0.1 t/月	固体	市内事業所	(株)マテリアルデポット 大分市 迫 新殿 939 番 1	(株)スカラベサクレ 北九州市門司区 大字白野江 1 番地
18	繊維くず	0.1 t/月	固体	市内事業所	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
19	紙くず	0.1 t/月	固体	市内事業所	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
20	鉱さい	0.1 t/月	固体	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

(独自様式1)

取り扱う産業廃棄物のチェック表

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1. 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	管理型産業廃棄物の取り扱い		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
金 属 く ず	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの		○
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		○
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	自動車等破砕物		○
	廃容器包装		○
	廃ブラウン管（側面部に限る）		○
	廃石膏ボード		○

- ・自動車等破砕物：自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具若しくはこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板：鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃容器包装：固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。）

*別表5の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、6価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

2. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物		○

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）

3. 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥	○	
	無機汚泥	○	

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃污水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4. 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A、B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表 A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	（品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの）	
電球形蛍光灯	（品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの）	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 ^{※1} を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 ^{※1} を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、量力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※) ^{※2} 、圧力伝送器(※) ^{※2} 、真空計(※)、水銀充填圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定値セル	説明書等の記載を参照。	
顔料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限定)、水銀抵抗器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	専ら製造に基づき包装等に成分の表示あり。	

※1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jlma.or.jp/kankyoeulgin/jlgyo.htm#ehu>
 ※2 ダイアフラム式のものに限る。

表 B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5. 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 [※] を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 [※] を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

(様式 1)

事業概要書(処分)①

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理(焼却)を実施する。処理後の廃棄物について、もえ殻は直接最終処分業者(管理型埋立)へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者(管理型埋立)へ委託処分する。

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の 種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	1 m ³ /月	液状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
2	廃油	60 m ³ /月	液状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
3	廃プラスチック類	100 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
4	木くず	10 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
5	ゴムくず	0.02 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
6	ガラスくず及び 陶磁器くず	0.02 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
7	金属くず	0.02 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
8	繊維くず	0.02 t/月	固形	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(様式1)

事業概要書(処分)②

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理(焼却)を実施する。処理後の廃棄物について、もえ殻は直接最終処分業者(管理型埋立)へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者(管理型埋立)へ委託処分する。

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
9	廃プラスチック類	50 t/月	固形	(株)大総 大分市大字広内論ヶ迫 213 番	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
10	廃プラスチック類	50 t/月	固形	(有)ガイー環境開発 大分市大字片島 2995 番地の 5	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
11	廃プラスチック類	10 t/月	固形	井上化学工業(株) 大分市豊海 5 丁目 4 番 6 号	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
12	廃プラスチック類	5 t/月	固形	リマテック九州(株) 臼杵市字上坪 906 番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
13	紙くず	5 t/月	固形	日田産廃(有) 日田市上城内町 1284-1	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
14	廃プラスチック類	1 t/月	固形	(株)環境整備産業 大分市大字下郡 3260 番地の 10	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
15	廃プラスチック類	1 t/月	固形	九州共同発電網大分共同発電所 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
16	木くず	0.1 t/月	固形	九州共同発電網大分共同発電所 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(様式 1)

事業概要書 (処分) ③

事業計画の概要を記載した書類						
1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)						
搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理 (焼却) を実施する。処理後の廃棄物について、もえ殻は直接最終処分業者 (管理型埋立) へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者 (管理型埋立) へ委託処分する。						
2. 処分する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等						
	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
17	廃プラスチック類	1 t/月	固形	TOTO アクリル(株)大分工場 大分市大字屋山 300 番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
8	廃プラスチック類	1 t/月	固形	(有)大分クリーンサービス 大分市大字小池原 1400 番地の 13	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
19	廃プラスチック類	1 t/月	固形	日鉄テックス(株)大分大分支部 大分市大字西ノ洲一 番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
20	木くず	0.5 t/月	固形	日鉄テックス(株)大分大分支部 大分市大字西ノ洲一 番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
21	廃プラスチック類	0.5 t/月	固形	鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部 大分市大字中の洲 2 番地	焼却	(株)スカラベサクレ(最終処分) 北九州市門司区大字白野江 1 番
22						
23						
24						
備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(様式 3)

業務の具体的な計画 (処分)

5. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

処分業務は、24時間／日 (年末年始5日間休業)

搬入時刻は、8：00～17：00 (日曜日、祭日を除く)

従業員数内訳

2025 年 4 月 1 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4 人	人	人	3 人	人	11 人	2 人	20 人

(日本工業規格 A列4番)

(様式 8)
(独自様式 1)

取り扱う産業廃棄物のチェック表

住 所 大分市向原沖 1 丁目 1 番 63 号
西ノ洲環境株式会社
氏 名 代表取締役社長 目野 陽一
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1. 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	管理型産業廃棄物の取り扱い		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
金 属 く ず	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの		○
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		○
ガラスくず・コンク リートくず及び 陶磁器くず	自動車等破砕物		○
	廃容器包装		○
	廃ブラウン管（側面部に限る）		○
	廃石膏ボード		○

- ・自動車等破砕物：自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具若しくはこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板：鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃容器包装：固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの
(別表第 5 の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。)

*別表 5 の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、6 価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

2. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物		○

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0. 1 % を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）。)

3. 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥	○	
	無機汚泥	○	

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃污水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4. 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A、B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品		
製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光灯	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)※2、圧力伝送器(※)※2、真空計(※)、水銀充填圧式温度計(※)	目録版又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定値セル	説明書等の記載を参照。	
顔料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロセールを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化亜二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	専制法に基づき包装等に成分の表示あり。	
注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlms.or.jp/kankyo/suigin/jlgyo.htm#shu 注2 ダイアフラム式のものに限る。		
表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品		
製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5. 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、灰、ばいじん、汚泥	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。